

ドイツ民事訴訟におけるオンライン申立て・文書提出、電子的訴訟記録の活用と視覚障害者の意思疎通の確保

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-09-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: HONMA, Manabu メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00063886

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



ドイツ民事訴訟におけるオンライン申立て・文書提出、 電子的訴訟記録の活用と視覚障害者の意思疎通の確保

本 間 学

- 一 はじめに——民事訴訟のIT化と視覚障害者の意思疎通の確保
- 二 ドイツ民事訴訟における視覚障害者の障壁のないコミュニケーションの保障
- 三 日本法への示唆
- 四 おわりに

一 はじめに——民事訴訟のIT化と視覚障害者の意思疎通の確保

(1) 本稿は、ドイツ裁判所構成法（以下「GVG」という）191a条の紹介、分析を通じて、わが国の民事訴訟にオンラインによる申立て・文書提出及び電子的訴訟記録を本格導入した際に、視覚障害者¹と裁判所及び相手方当事者との裁判上のコミュニケーション（意思疎通）をいかにして確保するか、そのあり方につき若干の示唆を得ることを目的とする。

(2) 周知のように、現在、民事訴訟のIT化に向けた立法作業が法制審議会で進行中であり、そこでの検討課題の一つに、「インターネットを用いてする申立て等の義務化」がある。2021年2月に『民事訴訟法（IT化関係）等

1 「障がい者」、「障害者」のいずれの表記をとるかは、周知のように、「障害」の理解との関係で議論のあるところである（障がい者制度改革推進会議報告書『「障害」の表記に関する検討結果について』（2010）参照）。筆者は、障害を、個人の心身機能の障害ではなく、むしろ社会の側が生み出した一定の者に対する障壁と理解するため、本稿では、原則として、「障害者」という表記を用いることとする。また本稿で視覚障害者とは、全盲者及び弱視者のことをさす。

の改正に関する中間試案』(以下「中間試案」という)及び『民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案の補足説明』(以下「補足説明」という)が公表されたが、この点につき「中間試案」は、甲案・乙案・丙案の三案をあげている²。甲案は、オンライン申立て等を原則として義務化する考え方、乙案は、オンライン申立て等を弁護士等に限定して義務化するという考え方、また丙案は、オンライン申立て等の利用を任意のものとする考え方である。さらにこれら3つの案を前提に、民訴法132条の10にいう最高裁規則を定めたいうえで、丙案を実質的に実現したのち、国民におけるITの浸透度、本人サポートの充実度、裁判所のシステムの利用環境等の事情を考慮して、国民の司法アクセスが後退しないことを条件として甲案を実現することを目指しつつ、その過程で乙案を実現する段階的義務化の考え方も示されている³。

民事訴訟のIT化により、訴訟記録を電子化することを前提に、従来、紙媒体を用いてなされていた申立てや文書等の提出が、電子的手段によるものに完全に置き換えられたならば、訴訟記録の一貫した電子的処理・管理が可能となるとともに、当事者も裁判所も煩雑な事務処理負担から解放される⁴。また、紙媒体と電子媒体が併存すると、媒体の変換に際してデータの欠損が生じるおそれもある⁵。それゆえ、以下で述べる条件整備のために義務化を段階的なものとするとしても、最終的な到達点としては、オンライン申立て等の原則義務化を追求すべきである。

2 これら各提案の詳細については、「中間試案」第1の1(2頁以下)を参照。

3 「中間試案」第1の1(注1)を参照。

4 「補足説明」5頁以下参照。

5 この点については、拙稿「ドイツにおける民事訴訟のIT化と当事者の陳述の構造化——ITを活用した争点整理の可能性と課題——」金沢63巻1号(2020)107頁、118頁を参照。また後述(二3(2)(b)参照)のように、紙媒体の併存は視覚障害者の裁判手続へのアクセシビリティの点でも問題を生じさせる。

他方、かかる義務化により、インターネットを利用していない者⁶や本人の意思にかかわらずインターネットを利用することができない環境にある者（以下、これらの者を「ITアクセス困難者」という）の裁判を受ける権利が侵害されたり、司法アクセスが後退させられたりすることがあってはならない⁷。それゆえ中間試案では、義務化をする場合には、それによりITアクセス困難者の司法アクセスが阻害されることのないよう、条件整備が必要であるとし、次の2つの観点を指摘している⁸。

「ア 事件管理システムについては、弁護士等の委任を受けた訴訟代理人のみが使えるものではなく、IT機器の利用に習熟していない者や高齢者、障害者にも配慮した設計をすることが求められる。加えて、裁判所におけるIT環境の整備も重要である。

イ インターネットを用いた申立て等に限定するに当たっては、併せて、民事裁判手続を利用しようとする者に対する充実したサポート体制を構築することも必要である。特に、我が国においては、いわゆる本人訴訟の割合が比較的高いとの実情を踏まえると、単なる書面の電子化等のITリテラシー支援にとどまらず、弁護士（会）や司法書士（会）などによる法的助言を含めたサポート体制の構築は不可欠であると考えられる。」

かかる2つの観点のうち、イについてはこれまで一定の議論がなされている⁹。また、アの後段に関しては、裁判所に書面等提出用の端末を設置す

6 この中に含まれる者として、IT機器の利用に習熟していない者や高齢者、障害者が考えられる。

7 「補足説明」6頁参照。

8 「補足説明」6頁参照。

9 たとえば、垣内秀介「本人訴訟におけるIT化の課題と解決の方向」法時91巻6号（2019）23頁以下、同「オンライン申立ての義務化と本人サポート」ジュリ1545号（2020）46頁以下、山本和彦ほか「座談会 民事裁判のIT化」ジュリ（2021）60頁以下などがある。

るなどの提案¹⁰もみられる。他方で、「IT機器の利用に習熟していない者や高齢者、障害者にも配慮した設計をする」点についての具体的な提案は、あまりみられない¹¹。もちろん、この問題は、直接的には技術上の問題で法的問題ではないし、また、事件管理システム¹²は民事訴訟法改正後に構築するものとされているから、システム構築前に具体的な議論をすることは難しい側面もあろう。しかし、裁判にかかる書面等の交換の場となる事件管理システムのあり方は、とりわけ視覚障害者の裁判上のコミュニケーションの実質に大きな影響を与えうる。それゆえ、そのあり方を枠づける、

10 この点も、大きな目で見れば、設備設置による本人サポートともいえるため、本人サポートの一環として議論されることも多い。たとえば、そのように議論を整理するものとして、垣内・ジュリ1545号52頁などがある。

11 この点につき、法制審での審議に先立ち商事法務研究会におかれた、民事裁判手続等IT化研究会の報告書では、わずかに「構築すべきシステムは、その実現可能性を慎重に検討する必要があるが、パソコンのみならず、スマートフォンやタブレット端末からもアクセスすることができるようにすることが必要である」（16頁）との指摘があるに過ぎず、また、障害者に対する配慮については、明示的な記載はない。ただし法制審議会は、「中間試案」第18「障害者に対する手続的配慮」で、障害者が民事裁判手続に関与するにあたって、必要な法制度の検討を行う必要性を指摘しており、今後の具体的な検討が期待される。

12 事件管理システムとは、「補足説明」によれば、概要、次のようなものが想定されている（同v頁参照）。「利用者は、事件管理システムを利用するために裁判所から通知を受けるためのメールアドレス等（通知アドレス）の届出をしてアカウントを取得する（原告であれば訴え提起時、被告であれば訴状を受領するため又は答弁書提出時が一般的に想定される）。利用者は、事件管理システムのサーバに訴状、準備書面及び証拠となるべきものの写しのデータをインターネットを利用して記録することにより、裁判所に裁判資料を提出する。サーバに裁判資料が記録されたことが相手方当事者に通知され、相手方当事者はサーバにアクセスして記録されたデータを閲覧・ダウンロードすることによってその内容を覚知する。利用者のアカウントが利用者の希望しないところで他の事件に紐付けられることはないことが想定されている。なお、事件管理システムの利用の登録をする場合には、通知アドレスの届出を必須とすることが想定されている。そのため、利用者が事件管理システムのアカウントを通じて訴訟行為等を行う場合には、当該利用者は必ず通知アドレスの届出をしていることとなる。」

障壁のない裁判上のコミュニケーションを保障する規律が必要であるが、わが国はかかる規律を欠いており、これについてあらかじめ一定の考察をしておく必要は大きい。また、障害者のアクセシビリティが確保されたシステムが、障害のない者にとっても利用しやすいシステムであるとすれば、かかる考察は、市民にとって利用しやすいシステムの創出にも資するだろう。

- (3) 本稿は、以上のような問題意識から、わが国のIT化された民事訴訟における視覚障害者の裁判上のコミュニケーションに関する規律について、ドイツ法を参考に検討する。

ドイツでは2002年に、視覚障害者が裁判所及び相手方当事者との裁判上のコミュニケーションを障害のない者と同様に行うことを保障する規定が、GVG191a条として設けられたが、この規定は2013年に、注目すべき改正を経験している。すなわち、2013年の裁判所との間での電子的法情報交換の促進に関する法律¹³（以下「e-Justice法」という）により、裁判所に対する申立て及びその他文書等の電子的手段による提出が、2022年1月より弁護士等の法律専門職に義務付けられることとなった。これにあわせてGVG191a条は、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という）の趣旨を実現しつつ、電子的法情報交換等が視覚障害者にとって裁判上のコミュニケーションの障壁とならないよう、改正されている。ここで注目すべきは、技術的基準を用いて、事前の障壁除去が志向されている点である。くわえてこの改正に対しては、「視覚障害者にとってアクセシビリティの高い手続は、結果としてその他の者にとっても（視覚面で）利用しやすい手続となる」という評価が、一部文献から示されている点も興味深い。

13 Gesetz zur Förderung des elektronischen Rechtsverkehrs mit den Gerichten vom 10. 10. 2013, BGBl. I, S.3786.

以下では、GVG191a条の改正と同条の内容を概観したうえで（後述二）、IT化された民事訴訟における視覚障害者の裁判上のコミュニケーション確保のあり方について、若干の考察を行う（後述三）。なおGVGは、民事及び刑事の通常裁判権に属する裁判所の組織・権限等を定める法律であるが¹⁴、主として筆者の関心から、以下での考察は民事訴訟に限定して行う。また、考察の対象となる障害者は、オンラインによる申立て・文書の提出、訴訟記録の電子化が裁判上のコミュニケーションの障壁となりうる、視覚障害者に限られる¹⁵。

二 ドイツ民事訴訟における視覚障害者の障壁のないコミュニケーションの保障

1 前提——オンラインによる申立て、文書提出と訴訟記録の電子化

ここで議論の前提として、2013年e-Justice法により拡充された、民事訴訟におけるオンラインによる申立て、文書提出、及び訴訟記録の電子化の概略¹⁶をみておくことにする。

(1) ドイツ民事訴訟法（以下「ZPO」という）は、当事者・弁護士と裁判所

14 裁判所構成法は、通常裁判権に属する裁判所の組織及び権限を規律するものであり、通常裁判権以外に属する裁判所については適用がなく、これらの組織及び権限については、労働裁判所法（ArbGG）、行政裁判所法（VwGO）、財政裁判所法（FGO）、社会裁判所法（SGG）といった別の法律が規律する。ただし、GVG191a条の規定は上記の各裁判所に準用される（ArbGG9条2項、VwGO55条、SGG61条1項、FGO52条1項）ため、通常裁判権以外に属する裁判所においても、視覚障害者の裁判上のコミュニケーションの保障内容は、基本的には通常裁判権と同様である。

15 *Boysen*, Stellungnahme zum Gesetzentwurf der Bundesregierung zur Förderung des elektronischen Rechtsverkehrs mit den Gerichten, S.1も参照。

16 この点につき詳細は、拙稿「ドイツにおける民事訴訟のIT化と当事者の陳述の構造化」金沢63巻1号107頁、113頁以下を参照。ZPOの関係条文訳も、本稿では紙幅の都合により掲載しないため、上記拙稿を参照されたい。

との間で裁判に関する情報のやり取りを電子的形式により行うこと（以下「電子的法情報交換〔Elektronischer Rechtsverkehr〕」という）を可能にしている。すなわち当事者は、添付文書を含め、すべての書面等を電子文書で提出でき（ZPO130a条）、裁判所も書面等を電子文書で作成する（ZPO130b条）。電子文書は、—— 適格電子署名ではなく —— 責任を有する者の署名が付されたうえで「安全な送付方法」を用いて提出されるのが一般的である（ZPO130a条3項参照）。法はこの「安全な送付方法」として、De-Mail¹⁷、beA¹⁸などをあげている。裁判所が書面等を送達する場合も、「安全な送付方法」による（ZPO174条3項）。弁護士訴訟については、2022年1月1日以降、このような電子的法情報交換の利用が義務付けられる（ZPO130d条）ため、地裁以上での通常民事事件は、電子文書による情報のやり取りが主流となる。また、電子フォームを用いた申立て等を行う法的基盤も開かれている（ZPO130c条）。

電子的法情報交換に関する技術的な条件については、ZPO130a条2項にもとづき、2017年に電子的法情報交換の技術的枠組みに関する命令（以下「ERVV」という）¹⁹が定められ、その5条1項にもとづき、連邦政府は、電子文書の送付及び処理の技術的条件を公告することになっている。

17 De-Mailとは、政府により認定された民間サービスプロバイダーにより運営される電子通信サービスで、これにより、インターネットを通じて安全に、かつ秘密を保持しつつ、情報や文書等の送受信をすることができる。De-Mailについては、De-Mail法（De-Mail-Gesetz）が詳細を定める。

18 beAとは、besondere elektronische Anwaltspostfachの略で、連邦弁護士会がドイツで資格を有する弁護士に対して、連邦弁護士法31a条にもとづいて付与する、裁判所や行政庁等との間で電子的な情報のやり取りを行うアカウントのことをいう（なお、拙稿・金沢63巻1号では「特別の弁護士私書箱」として試訳している）。

19 Verordnung über die technischen Rahmenbedingungen des elektronischen Rechtsverkehrs und über das besondere elektronische Behördenpostfach (BGBl. I S. 3803). なおこの命令は、2018年に改正がなされているが、5条は改正の対象となっておらず、内容の変更はない。

- (2) 電子的な訴訟記録については、ZPO298a条が定めをおくが、その作成、処理、管理についての具体的な規律は、同条2項で法規命令に委ねられている。かかる法規命令として、たとえば連邦裁判所に関しては、2020年に、連邦裁判所における電子的訴訟記録の取扱に関する司法・消費者保護省令（BGAktFV²⁰）が定められている。

2 GVG191a条の制定と2013年e-Justice法による改正——規定の目的と改正の経緯

- (1) GVG191a条は、2002年7月13日の法律²¹により、裁判所における使用言語を定める第15章に、視覚障害者の裁判上のコミュニケーションに関する規定²²として設けられたもので、当初、以下のように定めていた。

2013年改正前GVG191a条（試訳）

- ① 全盲者及び弱視者は、その者に対して作成された裁判上の文書（Dokument）につき、これらの文書が、全盲者及び弱視者が権利を主張するために手続上必要である場合には、2項に基づく法規命令の定めるところにより、これらの者に知覚できる形式でも伝達するよう求めることができる。これにかかる費用は請求されない。
- ② 連邦司法省は、連邦参議院の同意を必要とする法規命令により、いかなる要件のもとで、いかなる形態により、第1項で掲げた文書、並びに両当事者が裁判所に提出した文書を、全盲者又は弱視者にアクセス可能なものとするのか、及び、これらの者が自己の権利を主張する場合に、協力をしな

20 Verordnung über die elektronische Aktenführung bei den obersten Gerichten des Bundes in der Zivilgerichtsbarkeit und in den Fachgerichtsbarkeiten, BGBl. I S. 745.

21 BGBl. I S.2850. なお、言語、聴覚障害者の裁判上のコミュニケーションを保障するための規定としては、GVG186条が設けられている。

22 なお、方式、期間、及び送達に関する手続規定と、同条は関係しない（BT-Drs. 14/9266, S.41.）。

ければならないか、並びにどのように協力すべきかを、定めなければならない。

この規定は、視覚障害者の情報入手の機会を確保し、その者の権利主張の負担を軽減することを目的とした²³。この目的実現のために、裁判所の作成した文書（たとえば、裁判、処分など）につき、一定の場合に、視覚障害者の申立てにより、その者が知覚可能な形態でも追加的に情報伝達をすることを、同条は裁判所に義務付ける。その一定の場合とは、その文書内容を当事者に通知することが当該訴訟法で定められ、かつ、文書内容についての追加の情報伝達が、権利を主張するために手続上必要な場合²⁴である。視覚障害者の追加的情報伝達に必要な費用は国が負担する²⁵。

このように制定当初の同条には、後述する障害者権利条約が想定するバリアフリーの考えは、必ずしも明瞭には現れていない。文書内容を知覚可能な形態で追加的に伝達される場合も限定的であったし、後述する必要性要件（二二(2)(c)参照）は、視覚障害者の基本権上の立場（Grundrechtsposition）、手続上の地位と緊張関係にあった²⁶。

- (2) かかるGVG191a条に、バリアフリーの考えを明瞭に刻印する重要な改正を施したのが、2013年のe-Justice法である。改正後のGVG191a条は、次のように定める。

23 MünchKommZPO-Zimmermann⁵, § 191a GVG Rn. 1.

24 BT-Drs. 14/9266, S.41.

25 BT-Drs. 14/9266 S.38ff.

26 そのため、「必要性要件」は緩やかに解されるべきとされていた。この点につき、Stein/Jonas/Jacobs, ZPO²², § 191a GVG Rn. 6.

現行GVG191a条²⁷（試訳）

- ① 全盲者又は弱視者は、書面（Schriftsätze）及びその他の文書（Dokumente）を、自らの知覚可能な形態で裁判所に提出することができる。全盲者又は弱視者は、第2項に基づく法規命令の定めるところにより、自らに書面及びその他裁判手続上の文書の内容を障壁なく入手可能とするよう求めることができる。全盲者又は弱視者が記録の閲覧を認められた場合、自らに、第2項に基づく法規命令の定めるところにより、記録の閲覧を障壁なく行うことを保障するよう求めることができる。第1項から第3項の意味での請求権は、他人からその者の権利実現の依頼を受けた、又は法によりその指定を受けた全盲者又は弱視者についても認められる。本条に基づく障壁のない入手に要する費用は、請求されない。
- ② 連邦司法・消費者保護省は、連邦参議院の同意を必要とする法規命令により、いかなる要件のもとで、いかなる形態により、第1項で掲げた文書、並びに両当事者が裁判所に提出した文書を、全盲者又は弱視者に入手可能とするのか、及び、これらの者が自己の権利を主張する場合に、協力をしなければならないか、並びにどのように協力すべきかを定めなければならない。
- ③ 電子文書は、それが文字で表示される場合には、全盲者又は弱視者につき障壁とならないよう作成されるものとする。安全な送付方法により電子文書の送付を行う場合、かかる送付方法はこれらの者に障壁とならないよう構築されなければならない。電子フォームを導入する場合（民事訴訟法130c条、家事事件手続及び非訟事件手続法14a条、労働裁判所法46f条、社会裁判所法65c条、行政裁判所法55c条、財政裁判所法52c条）、電子フォームは、全盲者又は弱視者に障壁となることなくアクセスできなければならない。この場合、2011年9月12日の情報技術のバリアフリーに関する連邦労働社会

27 なお同条は、2013年改正後、連邦司法省の名称変更による文言修正、2013年改正の段階的施行にかかる改正がなされているが、いずれも2013年改正内容に実質的変更はない。

省令の適用時点での標準規格が、基準となる。

- (a) e-Justice法によるGVG191a条の改正は、2009年3月にドイツが批准した「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という）」に対応することを目的としている。

同条約は、障害者が、健常者と同様に司法へアクセスし、自らの意思に基づきITを利用できるようにし、また、現存するアクセス障壁を除去するために、あらゆる適切な立法措置を講ずることを締約国に義務付けている²⁸。

立法者は、この条約の趣旨を実現するために、障害者の司法アクセス確保の手段として電子的法情報交換を積極的に位置づける²⁹とともに、それが視覚障害者に障壁とならないよう構築しようとした³⁰。

この立法者の基本的な考えには、視覚障害者団体からも大きな賛同が寄せられた³¹。しかし同時に、視覚障害者団体は、個別の規律内容にはなお不十分な点が残るとして、法案に対する修正意見を連邦議会法務委員会に提出していた³²。この修正意見については、後に二三(1)(b)で詳しくみることにする。

28 障害者の権利に関する条約4条、9条及び13条を参照。

29 立法理由は、「他者の助力なしには裁判所に赴くことが困難な障害を有する者に、電子的法情報交換の促進は、自宅からのPCを用いた裁判所とのコミュニケーションや訴訟追行を可能にする」という（BT-Drs. 17/12634 S. 40.）。

30 BT-Drs. 17/12634 S. 40.

31 DVBS, Barrierefreiheit von E-Justice – ein Auftrag an den Gesetzgeber, 2013, S. 2. なお、DVBSとは、Detuscher Verein der Blinden und Sehbehinderten in Studium und Beruf e. V.の略称である。

32 DVBS, Barrierefreiheit von E-Justice – ein Auftrag an den Gesetzgeber, 2013, S. 2f.; s. a. Boysen, a. a. O., S. 1.; Herberger, Zehn Anmerkungen zum “Gesetz zur Förderung des elektronischen Rechtsverkehrs mit den Gerichten” JurPC Web Dok. 81/2013, Rn.56.

(b) 上記のような立法者の基本的な考えは、「障壁のない (barrierefrei)」という、新たに法文に加えられた文言にも現れており、電子的手段を用いる場合、この文言の内容は技術的基準により具現化される。

立法者によれば、ここでいう「障壁のない」とは、視覚障害者にとってコミュニケーションツールやルートが、「とくに困難なく、原則として他者の助力なく利用可能である」こと(障害者平等取扱法³³4条)をいう³⁴。同条1項の場合、「障壁がない」というためには、書面等について「知覚可能な形態」で追加的な情報伝達が必要がある。2007年の「裁判手続における視覚障害者の文書に対する障壁のないアクセスに関する連邦司法省令 (ZMV)³⁵」3条³⁶は「知覚可能な形態」として、音声、口述、通話のほか、電子的手段などをあげており、視覚障害者は、そのいずれかを選択できる (ZMV6条³⁷)。電子的手段を選択した場合、電子文書の送付による

33 Gesetz zur Gleichstellung behinderter Menschen (Behindertengleichstellungsgesetz) vom 27.04.2002 (BGBl. I S. 1467 f.) .

34 BT-Drs. 17/12634, S.40.

35 Verordnung zur barrierefreien Zugänglichmachung von Dokumenten für blinde und sehbehinderte Personen im gerichtlichen Verfahren (Zugänglichmachungsverordnung). これは、GVG191a条2項にもとづいて定められた法規命令である。

36 ZMV3条は、次のように定める。なお同条はe-Justice法により一部文言の修正がなされたが、実質的な内容の変更はない。

ZMV3条 (試訳)

① 文書 (Dokument) を権利者は、文字、電子的手段、音声、口述、通話、その他適切な方法で手にすることができる。

② 文字による場合には、点字又は大文字印刷による。大文字印刷の場合、権利者の各人の知覚能力を十分に考慮した、字面、コントラスト及び紙質が選択される。

③ 電子的手段による場合には、電子文書の送付による。その際、2011年9月12日の情報技術のバリアフリーに関する連邦労働社会省令 (BGBl. I S. 1843) 3条の適用時の基準による。この文書は、無断閲覧から保護されねばならない。

37 ZMV6条は、次のように定める。なお、第1条3項に基づく義務を負う機関の典型は、裁判所である。

ZMV6条 (試訳)

ことになる。電子文書には情報技術のバリアフリーに関する連邦労働社会省令（BITV2.0）3条の標準規格が適用され、電子文書は最初から障壁のないものとして作成される（詳細は二3(2)を参照）。

- (c) 裁判上のコミュニケーションのバリアフリー化との関係で、若干の問題を孕むのが、いわゆる「必要性要件」である³⁸。

上述のように旧GVG191a条においては、視覚障害者の選択した「知覚可能な形態」で追加的な情報伝達が行なわれるには、それが、視覚障害者が権利を主張するうえで必要でなければならなかった（これを、「必要性要件」という。二2(1)参照）。新规定では、この要件は削除されている。ところが、「知覚可能な形態」で追加の情報伝達を求める権利の範囲等を定めるZMV4条³⁹は、旧法の必要性要件に相当する定め（同条1項）を、改正後も維持している。そのため新法下でも、同条1項により、かかる権利が

視覚障害者は、第3条に掲げた入手形態を選択する権利を有する。第1条3項に基づき文書内容をこの者に入手させる義務を負う機関は、この者の選択した形態で入手させるよう取り扱わなければならない。

- 38 旧法下ではこの必要性要件が否定される場合として、たとえば、視覚障害者が弁護士によって代理されていた場合があげられていた。この場合、弁護士が書字情報等をその者に読み聞かせることが可能であるので、原則として「知覚可能な形態」での追加の情報伝達が行なわれる必要がないというのである（BGH NJW2013, 1011）。

- 39 ZMV4条は、次のように定める。

ZMV4条（試訳）

- (1) 文書（Dokument）へのアクセスを求める権利は、これにより視覚障害者が、送達されるべき文書又は方式の定めがなく通知される文書へのアクセスが容易になる場合で、かつ自己の権利を手続において主張しうる場合に限り、認められる。
- (2) 文書へのアクセスは、視覚障害者の要求による。第1条3項により義務を負う機関は、視覚障害者にその権利を教示しなければならない。
- (3) 文書へのアクセス請求は、手続のどの段階でも行うことができる。この請求は記録され、その後の手続において職権で考慮される。

認められるには必要性要件を充足する必要があるのか⁴⁰、それとも法改正に伴い、法状況は変更されるべきであるから、必要性の審査は将来的には不要とすべきか⁴¹、争いがある⁴²。後者が多数説のようである⁴³。

もっとも、電子的法情報交換の利用が弁護士等に義務化され、電子的訴訟記録が一般的になれば、裁判上の情報交換は、電子文書を介して行うことが、地方裁判所以上では通常となるので、視覚障害者が「知覚可能な形態」で追加の情報伝達を求める場面は、相対的に小さくなるものと考えられる（同条3項参照）。その場合には、かかる問題が顕在化する可能性は減少するだろう。

- (3) 当事者が提出した電子文書、及び裁判所の作成した電子文書が、訴訟記録として電子的に管理されるのであれば、その記録の管理、処理も視覚障害者の障壁とならないようになされる必要がある。この点、ZPO298a条により規律を委ねられたBGActFV⁴⁴5条は、電子的訴訟記録のバリアフリー要件を、後述するBITV2.0 3条の標準規格によるものとしている。

3 GVG191a条の内容—改正後の規定の特徴

- (1) このようにGVG191a条の改正目的は、視覚障害者に対する障壁とならないよう留意しつつ裁判手続のIT化を促進することで、障害者の司法アクセスを向上させ、障害者権利条約の趣旨を実現することにあつた。この改正により齎された重要点は次の二点である。

40 Zöller/Lückemann, ZPO³², § 191a GVG Rn. 2.

41 MünchKommZPO-Zimmermann⁵, § 191a GVG Rn. 6.

42 Stein/Jonas/Jacobs, ZPO²³, § 191a GVG Rn. 5.

43 MünchKommZPO-Zimmermann⁵, § 191a GVG Rn. 6.; Stein/Jonas/Jacobs, ZPO²³, § 191a GVG Rn. 5.

44 前述二1を参照。

- (a) まず、視覚障害者が「知覚可能な形態」で裁判情報を入手できる場面が拡大された点である。

旧法では、視覚障害者は、裁判所がその者に対して作成した書面等（たとえば、判決書、処分、通知など）についてしか、自らが知覚できる形態でその内容を手にすることができなかった。しかし、視覚障害者が障壁なく裁判手続に関与するには、当該手続でやり取りされるすべての書面等が、かかる形態で入手可能である必要があるから、これは必ずしも納得のいくものではない。そのため同条に対しては、制定当初から批判的な目が向けられていた⁴⁵。裁判所もまた、2013年改正前から、手続上の配慮を理由に視覚障害者に知覚可能な形態による書面等の提供を、相手方当事者に対して要請する実務運用を行っていた⁴⁶。

これに対し新法では、視覚障害者が、自らの知覚可能な形態で書面等を提出することが可能となる（1項1文）だけでなく、裁判所のみならず相手方当事者に対しても⁴⁷、裁判手続に関係するすべての書面、及びその他の文書を障壁なく提供するよう求める権利が認められた（1項2文及び3文）。

- (b) 2022年からの弁護士等の電子的法情報交換の利用義務化、及び2026年以降の電子的訴訟記録の本格利用に鑑みると、この改正でとくに注目すべきは、電子文書、その送付手段、及び電子フォームを視覚障害者にとってあらかじめ障壁のないものとする3項が、新たに設けられた点である。

- (aa) 同項挿入の契機は、連邦議会でのe-Justice法審議過程で提出された視覚障害者団体からの意見書⁴⁸にある（前述二2(2)参照）。当初の政府草案は、

45 Stein/Jonas/Jacobs, ZPO²², § 191a GVG Rn. 3.

46 Zöller/Lückemann, ZPO²², § 191a GVG Rn. 3.

47 BT-Drs. 17/12634 S. 40.

48 この意見書については、Carstens, Barrierefreiheit von E-Justice – ein Auftrag an den

上記(a)の点、すなわち1項のみを改正対象としていたが、この意見書はこれを、障害者人権条約の要請でもある、司法における情報面でのバリアフリー実現の点で不十分であるとした⁴⁹。

たとえば電子文書について意見書は、最初から障壁のないよう作成されるものとして、法で定めるべきであるという。視覚障害者が書面等の内容を、読み上げソフトなどを利用することを念頭に、同条1項にもとづき電子的形式、すなわち電子文書での伝達を求めたとする。このとき伝達する側が、読み上げソフトを利用可能なデータ形式でその伝達を行わなければ、視覚障害者は電子的形式による伝達を受けてもこれを活用できない。しかし、読み上げソフトへの対応可能性を判別する技術的基準があるにもかかわらず、裁判実務ではこれが考慮されずに電子文書が作成される事案が少なからず存在している⁵⁰。それゆえ、上記の提言がなされたわけである。連邦議会はこの提言を容れ、その結果設けられたのが3項1文である⁵¹。

同様に、視覚障害者団体からの提言により、電子文書の送付手段である安全な送付方法及び電子フォームも障壁のないものでなければならない旨、定められ（同条3項2文及び3文）、いずれの場合も、障壁がないかの判断は、BITV 2.0 3条の基準による⁵²。

(bb) 同条1項と3項の関係は、いわゆる合理的配慮及びアクセシビリティの観点から整理できる⁵³。電子的法情報交換及び電子的訴訟記録の利用が今

Gesetzgeber – , JurPC-Web-Dok. 0076/2013が詳しい。

49 Carstens, JurPC-Web-Dok. 0076/2013, Rn. 11f.

50 Boysen, a. a. O., S. 1f.

51 BT-Drs. 17/13948, S. 37.

52 電子文書の送付方法については、ERVV5条2項により、BITV2.0 3条に基づく旨が定められている。また、安全な送付方法のひとつであるbeAについても、連邦弁護士法31a条が、障壁のないよう構築される旨定めている。

53 障害者権利条約2条によれば、「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎と

後拡大される予定である点に鑑みると、GVG191a条の意義は、後者のアクセシビリティに重みがあるとみることができよう⁵⁴。

合理的配慮は、特定の状況で、個々人が実際に合理的配慮を必要としたときに、その提供義務が生じるものである。障害者権利条約13条は、裁判手続との関係ではその特質を踏まえ、合理的配慮を手続上の配慮という形で定める⁵⁵が、(a)で述べた「知覚可能な形態での」書面等の提供は、視覚障害者の請求を前提とするから（ZMV4条2項）、手続上の配慮に関するものと考えられる。他方、アクセシビリティは、個々人が個別具体的な場面で特定の要求をする前から、その確保が要求される義務である⁵⁶。電子文書等を障壁のないものとすることを定める(b)の同条3項の規律は、アクセシビリティに関わる。

視覚障害者が「知覚可能な形態」として電子的形式の利用を望んでいたとしても、電子文書のアクセシビリティが確保されていなければ、これを

してすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。同条約における合理的配慮とアクセシビリティの区別については、川島聡＝飯野由里子＝西倉実希＝星加良司著『合理的配慮—対話を開く、対話が拓く』（2016・有斐閣）28頁を参照。

54 Vgl. *Sorge/Krüger*, E-Akte, elektronischer Rechtsverkehr und Barrierefreiheit, NJW 2015, S.2764, 2766.

55 厳密には、合理的配慮と手続上の配慮は異なる。前者が認められるためには、均衡を失した、又は過度の負担を課さないことが条件とされるが、後者には、そのような限定付けはなされない。手続の利用は、障害者の権利実現を図る上で重要な役割を果たすため、過度な負担の有無に左右されることなく必要な配慮がなされるべきだからである。かかる両者の違いを踏まえて、二2(2)(c)で言及した「必要性要件」の要否を巡る争いをみれば、GVG191a条改正後においてもかかる要件を必要とみる理解は、1項の内容を合理的配慮としてみているものと考えられ、他方、不要とみる理解は手続上の配慮としてみているものと考えられる。改正後は後者がドイツの多数説と考えられるので、本文では手続上の配慮として論を進める。

56 川島ほか著『合理的配慮』28頁参照。

選択することは事実上できない⁵⁷。それゆえアクセシビリティは、手続上の配慮を実現するための前提ということが出来る。また、アクセシビリティが確保されれば、手続上の配慮を求めなくとも、視覚障害者の手続上の地位が確保されうる場面は増加する。それゆえ、2013年の改正による3項の挿入は、視覚障害者の手続関与の保障を確かにするものと評価できよう。

(2) 以上のように、視覚障害者の障壁のない裁判上のコミュニケーションの実現には、電子的手段を用いる場合、情報技術を障壁のないものとする具体的な技術的基準が大きな意味をもつ。この技術的基準を定めるのが、BITV2.0 3条である。

(a) BITV2.0 3条の標準規格は、ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム⁵⁸ (W3C) が定めるWebコンテンツアクセシビリティガイドライン (WCAG) 2.0に準拠したものである。WCAG2.0は、障害のある者がウェブコンテンツにアクセスできるようにするための原則及び指針を定めるが、その基本原則は「知覚可能⁵⁹」、「操作可能⁶⁰」、「理解可能⁶¹」、「堅牢⁶²」の4つであり、各原則のもとに複数の解釈指針が置かれている。BITV2.0は、このWCAG2.0と同じ原則及び解釈指針で構成されている。

57 Vgl. *Boysen*, a. a. O., S. 2.

58 この団体は、World Wide Webで使用される各種技術の標準化を推進する為に設立された標準化団体で、非営利団体である。

59 「知覚可能」とは、情報及びユーザーインターフェースコンポーネントは、利用者が知覚できる方法で利用者に提示されなければならないことをいう。

60 「操作可能」とは、ユーザーインターフェースコンポーネント及びナビゲーションは、操作可能なものでなければならないことをいう。

61 「理解可能」とは、情報及びユーザーインターフェースの操作は、理解可能なものでなければならないことをいう。

62 「堅牢」とは、コンテンツは、補助技術を含めた多くのユーザーエージェントによって確実に解釈できるよう、十分に堅牢でなければならないことをいう。

(b) この標準規格は、たとえば次のような形で活用される。当事者である視覚障害者が電子的訴訟記録を閲覧する場合を考えてみよう⁶³。IT化の過渡期においては、当事者から紙媒体の書面等が提出されることも考えられ、この場合、紙の文書をスキャナによりPDF化するのが、いまのところ一般的であろう。このように作成された電子文書が電子的訴訟記録に編綴された場合、これは「障壁のない」ものといえるだろう。

BITV2.0 3条の標準規格は、もともとウェブコンテンツを想定したものであるから、基本原則のうち、電子文書の障壁性を判断するのに適切な原則を選択して利用する必要がある。この場合、「知覚可能」原則が重要となろう⁶⁴。この原則のもとには、1.1「非テキストコンテンツは、ユーザーの必要に適合するよう、テキストによる代替が用意されなければならない」、1.3「コンテンツは、情報及び構造を失うことなく、様々な形態で提示可能であるように、構成されなければならない」という解釈指針が存在する。この解釈指針に照らして、上記の問いを考えるならば、紙媒体の文書をPDF化することは適切とはいいがたい。というのも、紙媒体をPDF化する場合、紙の文書をいったん画像データとして取りこみ、それをテキストデータに変換するといった作業を経るからである。この作業過程で生じる文書内容や構造情報などの欠損を完全に回避することは困難であるから、この方法はこれらの解釈指針に抵触する可能性が高い。それゆえ、かかる方式は情報バリアフリーの観点からは不適切であり、かかる観点から

63 以下の説明については、*Sorge/Krüger*, NJW 2015, S.2764, 2766の記述に負うところが大きい。

64 この場合、たとえば「操作可能」や「理解可能」は、少なくとも電子的な文書そのものとの関係では問題にならない。これらが問題となるのは、電子的な文書を閲覧する際に用いるソフトウェア等のバリアフリーを考える場合である。なおドイツでは、PDFデータをWACG2.0に対応させるためのPDFの標準規格としてDIN ISO 14289-1が2012年に公表されており、この規格への適合を判定する無料のPDFチェッカー（PAC3.0）も存在する。

は、可能な限り一貫した形で記録を電子的に処理することが望ましいということになる⁶⁵。

4 BLKのアクションプラン

上でみたように、GVG191a条3項は、情報技術に関する標準規格の活用により、裁判において電子的法情報交換及び電子的訴訟記録を活用する場合に生じうる視覚障害者に対する障壁をあらかじめ除去することを企図している。もっとも、このような法の趣旨を現実の手續に反映させていくには、とりわけ裁判手續へのIT導入初期においては一定の工夫が必要となる。この点、ドイツでは、司法における情報技術に関する連邦・州連絡会議（以下「BLK」という）⁶⁶が、2014年11月に開催された第96回会議において、司法における情報技術のバリアフリーに関するアクションプラン⁶⁷を策定し、連邦政府及び州に、これに基づいた適切な施策を行うことを促している。このアクションプランは、司法において利用されるITサービスのバリアフリー化を促進するとともに、その実現のために必要な措置を明らかにし、その実施を容易にすることを目的とする⁶⁸。また、このアクションプランの実施状況を

65 *Sorge/Krüger*, NJW 2015, S.2764, 2766.

66 Bund-Länder-Kommission für Informationstechnik in der Justiz. この委員会は、連邦司法・消費者保護省及び各州の司法省の次官で構成されるE-Justice協議会のもとにおかれ、同協議会における決定にかかる準備作業、及び決定の実施を任務とする。なお、E-Justice協議会は、連邦司法・消費保護省及び各州司法省における司法のIT化の実施状況等を把握し、司法の特性を踏まえ、より魅力的な司法を構築することを任務とする。

67 *BLK, Barrierefreiheit in der Informationstechnik der Justiz*, 2015, S.11.

68 このアクションプランは、視覚障害者に限らず、広く障害者一般の情報バリアフリーを想定したものである。アクションプランは、8つの項目で構成されるが、主要なものとしては以下のものがあげられる。①BLKは、De-Mailのバリアフリー促進を担当機関に促すよう義務付けられる、②BLKは、GVG191a条2項にもとづいて制定される法規命令について、電子文書、送付手段、電子的訴訟記録への障壁のないアクセスに関する要件につき、BLKの観点からみた改正の必要性を、連邦司法・消費者保護省に提案する、

追跡調査する取り組みも行われ⁶⁹、必要に応じてBLKは、GVG191a条2項にもとづいて制定されるZMVのバリアフリー要件の改正を、連邦司法・消費者保護省に提案することとなっている⁷⁰。

このアクションプランについては、上述したGVG191a条を実効化する意義に加え、その前提にあるバリアフリーに対する考え方も注目に値する。BLKは、標準規格を用いて「障害者の大多数がアクセス可能で、他者の助力なく利用できる」よう考慮することは、「加齢によりその身体能力に制約が加わった高齢者にとっても」利用しやすい手続となることから、「バリアフリーの徹底は、一般の利用者にとっても有益である」という⁷¹。BLKのこのような視点に対しては、文献上も肯定的な評価がなされている⁷²。

三 日本法への示唆

二でみたようにドイツでは、民事訴訟における電子的法情報交換及び電子的訴訟記録の利用拡大のための法的基盤整備とあわせて、障害者権利条約の要請をGVG191a条に反映させた。とりわけ技術的基準と関係づけて電子文書等へのアクセシビリティを確保する3項の挿入は、視覚障害者の障壁の

③連邦及び州の司法行政は、司法における情報技術のバリアフリーが重要かつ継続的な課題であることを認め、これに必要な措置を自ら実施するとともに、必要な支援を行う。その例としてたとえば、バリアフリーを担当する部署の設置、司法行政システムのバリアフリーの点検項目の作成、バリアフリーに留意した発注をするための文案の作成などが挙げられている。④司法機関のWebサイトのバリアフリー化、⑤電子情報処理（EDV）に関する各州の報告書に、バリアフリーの進展状況を記載することなどである。

69 このような実施状況の検証は、すでに2016年及び2020年に行われている。なお、2020年に実施された実施状況調査にかかる報告書草案は、BLKのWebページ（https://justiz.de/laender-bund-europa/BLK/beschlusse/barrierefreiheit_entwurf.pdf）において公表されている〔最終閲覧日：2021年5月23日〕。

70 注68のアクションプランの主な項目②を参照。

71 *BLK, Barrierefreiheit in der Informationstechnik der Justiz*, 2015, S. 8.

72 *Herberger, JurPC Web Dok. 81/2013, Rn.56; Sorge/Krüger, NJW 2015, S.2764, 2766.*

ない手続関与の強化に繋がった。

かかるGVG191a条の改正から、オンライン申立て等を民事訴訟に本格的に導入しようとするわが国は、視覚障害者の裁判上のコミュニケーションの確保するための規律を考えるうえで、何を学ぶことができるだろうか。

1 手続上の配慮と事件管理システム等へのアクセシビリティ保障の明文化

現行GVG191a条は、障害者権利条約の趣旨を踏まえ、裁判手続においてITを活用しつつ、それが手続上の障壁とならないようにするために、視覚障害者に対する手続上の配慮に関する権利（1項）と、電子文書及びその送付方法等へのアクセシビリティを保障する権利（3項）を定めている（二3参照）。

これに対しわが国は、障害者権利条約を批准しているが、視覚障害者の権利としての手続上の配慮を定める明文の規定を有していないし、IT化に伴い検討されるべき、電子文書等へのアクセシビリティを保障する規定創出についても、これまでのところ議論はみられない。たしかに、2012年の障害者基本法改正により、司法手続における配慮に関する29条⁷³が新設され、また、障害者差別解消法も制定されている。しかし前者は、国の施策の方向性を示す基本法であるから、ここから障害者の具体的な手続上の権利を導出することは難しく、また後者も、司法機関は直接の適用対象とされていない⁷⁴。さらに従前、裁判上のコミュニケーション手段のあり方が、視覚障害者の手続

73 同条は、以下のように定める。「国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となった場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。」

74 大胡田誠「司法手続の利用機会」長瀬修＝川嶋聡編『障害者権利条約の実施—批准後の日本の課題—』（2018・信山社）313、315頁以下参照。

利用の障壁となったケースも存在した⁷⁵。わが国でも上記二つの権利に関する具体的規定をおき、視覚障害者に対する裁判手続上の障壁を除去する意義は大きい。

現在、法制審議会では、民事裁判手続のIT化により、障害者の手続関与が実質化されるという認識を基礎に、IT化された手続が障害者に対する障壁とならないよう、手続上の配慮に関する規律を設けることが検討されている。この方向性は、GVG191a条の改正に際するドイツの立法者の基本認識と共通するものであり、歓迎すべきある。具体的な規律を考えるにあたり、GVG191a条の規律は参考になろう⁷⁶。

2 裁判上のコミュニケーション手段のバリアフリーと技術上の基準

- (1) 電子的法情報交換及び電子的訴訟記録の利用が拡大すれば、これらへのアクセシビリティの高低が、視覚障害者の裁判上のコミュニケーションの実質を左右する。それゆえ、2013年改正後のドイツにおける視覚障害者の裁判上のコミュニケーション確保の核は、電子文書及びその送付方法等のアクセシビリティに関するGVG191a条3項にあった（二3(1)(b)参照）。

わが国でも、インターネットを利用した申立て、文書の提出、及び電子的訴訟記録の利用が義務化されれば、裁判手続での情報のやり取りは電子

75 大胡田・障害者の権利条約の実施・320頁以下は、書字情報との関係でこの点を指摘する。

76 なお、裁判所は、障害者差別禁止法の趣旨を踏まえ、『裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』を作成しており、これに基づく運用がなされているようではある。しかし、手続上の配慮は障害者の重要な権利であり、その保障を十全のものとし、国の費用負担を明確にする意味でも、規定化は必要である（後述3も参照）。なお、視覚障害者の裁判上のコミュニケーションの確保は、民事訴訟に限った問題ではない。ドイツと同様の規律をおくとしても、どの法典におくかはひとつの問題である。またドイツでは、改正後の規律につき、必要性要件による手続上の配慮に対する制約の有無につき議論があったが（二2(2)(c)）、障害者権利条約の趣旨を踏まえれば、わが国で同様の規定を置く場合には、そのような制約を付するべきではないだろう。

文書が主流となろう。この場合、視覚障害者の障壁のない裁判上のコミュニケーションの前提として、電子文書そのもの、及びそのやり取りの場である事件管理システムが「障壁のない」ものであることが必要である。他方で、この点が実現できれば、民事訴訟のIT化は、視覚障害者の手続関与のより一層の実質化を齎す。それゆえ、民事訴訟のIT化にあわせて電子文書等へのアクセシビリティを保障する具体的な規律を定める必要がある⁷⁷。

また、わが国の場合、電子文書等へのアクセシビリティの保障は、訴訟記録の閲覧を介した裁判公開原則の実質化との関係でも重要である。ドイツでは、訴訟記録の閲覧が許されるのは、原則として当該事件の訴訟当事者に限られる（ZPO299条1項）。そのためか、この点を裁判公開との関係で議論するドイツの文献は、管見の限り見当たらない。他方で、わが国では、訴訟記録の閲覧（民訴法91条）は裁判公開原則を実質化するものと捉えられている⁷⁸。視覚障害者の裁判公開への関与の意義に鑑みれば、訴訟記録とされた電子文書へのアクセシビリティは重要であろう。今後、民事裁判のIT化により、電子化された訴訟記録の第三者の閲覧には一定の制約がかかる可能性があるが、公開原則を実質化するという意味づけは変わらない⁷⁹。それゆえ視覚障害者が、訴訟記録の閲覧により裁判公開に関わる機会を保障する意味でも、かかる規律は重要な意味を有する。

- (2) もっとも、電子文書や事件管理システムが最初から障壁のないものとして構成されるには、そのこと自体を定める規定を置くだけではなく、かかる規定の内容を具体化する技術的基準もあわせて定めておく必要がある。

77 後掲注80も参照。

78 中野貞一郎＝鈴木正裕＝松浦馨編『新民事訴訟法講義（第3版）』（2018年・有斐閣）278頁〔池田辰夫執筆〕、伊藤眞『民事訴訟法（第7版）』（2020年・有斐閣）277頁などを参照。

79 この点につき、「補足説明」98頁以下、とくにインターネットを用いて閲覧等をする場合の102頁以下を参照。

GVG191a条も、電子文書等が「障壁のない」ものかを判断するために、同条2項の委任により定められたZMVを介して、BITV2.0 3条の技術的基準を活用することを明らかにしている。これにより、アクセシビリティの根拠規定と関連する技術的基準の関係が可視化されている（二3参照）。

この点、わが国でも電子行政領域で、BITV2.0で定める技術的基準に類似するものがすでに活用されており⁸⁰、アクセシビリティ確保に技術的基準を活用するという発想自体は、決して目新しいものではない。したがって、電子行政領域での活用成果を事件管理システムに展開することも十分に考えられよう⁸¹。その場合、手続上の配慮及び電子文書等へのアクセシビリティ確保に関する規定を適用する際に、問題となる技術的基準が明確となるよう、かかる規定と技術的基準の関連性が可視化されている必要がある。とりわけ電子文書については、多くの人に対してアクセシブルな電子文書の作成を促すには、適用されるべき技術的基準が容易に探し当てることができねばならない。電子文書の送付手段、電子フォームについても、そのような技術的基準は、制度設計する際の指針として機能し、また事後

80 たとえば、「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」がそうである。後述の裁判所のウェブアクセシビリティもこの基準を用いている。

81 すでに裁判所のWebページは、W3CのWCAGに準拠したJIS X 8341-3:2016によりウェブアクセシビリティに配慮したものとなっている。仮に事件管理システムも同様の対処がなされるのであれば、一定のアクセシビリティは期待できるだろう。もっとも、現在の裁判所のWebページは、PDFについてはウェブアクセシビリティの例外となっている点で問題である。また「中間試案」は、第1の2において、ファイル形式を検討の組上にあげ、音声情報に変換可能なデータがある場合には、当事者の申立てにより、裁判所が電子文書等を提出した者に、かかるデータの提出を求めることを可能とする考え方を示しているが、PDFファイルのアクセシビリティ確保の観点からすれば、必ずしも十分なものとはいえないだろう（二31(b)参照）。視覚障害者のアクセシビリティの保障を権利として認め、JIS X 8341-3:2016が事件管理システムに应用される場合には、PDFはアクセシブルなものとするよう定める必要があろう。

的な制度の検証、改善の際にも有用である⁸²。

3 視覚障害者に対する手続上の配慮

視覚障害者に対する手続上の配慮は、視覚障害者の手続上の地位を保障するための基本であり、事件管理システム等への障壁のないアクセスの保障が、障害者個人々の障害の状況に応じた適切な配慮をなす前提となる。それゆえかかる配慮は、裁判所のみならず、相手方当事者に対しても求めることができるべきである。

なお国には、障害者権利条約上、視覚障害者の障壁のない手続関与を保障する義務があるから、手続上の配慮に伴う費用は、国が負担することも明文で定めるべきである。

4 情報バリアフリーの実効化

- (1) 裁判手続について、情報技術に関するバリアフリーを促進する、ドイツの取り組みも、わが国の民事訴訟の情報バリアフリー化を進める上で参考となろう。

ドイツではBLKが2014年にこのテーマに関するアクションプランを策定し、実施状況を定期的にフォローアップしている。連邦制を採用するドイツ固有の事情を割り引くとしても⁸³、かかる取り組みは、司法における情報バリアフリーの実効性向上に一定程度、寄与するだろう。

他方、わが国の裁判所もウェブアクセシビリティにかかる検証作業を、近年、毎年実施しており、その結果をWebページで公表している⁸⁴。事件管

82 Vgl. *Sorge/Krüger*, NJW 2015, S.2764, 2767.

83 ドイツの場合、日本の高裁に相当する、上級ラント裁判所以下の裁判所に関する司法行政は各州に権限があるため、全国的に統一的なバリアフリーを実現するためには、各州間で連絡・調整が必要となる。

84 裁判所ウェブアクセシビリティのWebページ (<https://www.courts.go.jp/outline/webaccessibility/index.html>) を参照。

理システムについてもこれと同様の取り組みの実施が期待されよう。くわえて、司法領域でのアクセシビリティの向上を図るために必要な、制度改善の枠組みを構築することも考えられてよい。たとえば、ドイツのように、情報バリアフリーに関する基本方針をアクションプランとして策定したうえで、それに基づいた施策と検証作業を行い、その結果を必要な技術的基準の改正につなげる仕組みが考えられる（二4を参照）。また、この枠組みの中で、視覚障害者の意見反映や専門家の知見提供がなされる機会が用意されるべきだろう⁸⁵。

- (2) また、民事訴訟における障害者の障壁除去の視点として、BLKが示す、「障害者にとってアクセシビリティの高い手続は、その他の者にとっても利用しやすい手続である」という考え方も、示唆に富む⁸⁶。IT化された民事訴訟のバリアフリー化は、障害者のみならず、高齢者などのその他の市民の司法アクセスをも向上させうる。オンライン申立ての義務化や訴訟資料の電子化に対しては、高齢者、障害者等との関係で、司法アクセスの後退を危惧する声はなお根強いが、だからこそ、IT化された民事訴訟のバリアフリー化に向けた議論の活性化が望まれるのではなかろうか。そしてそのような議論が、結果として、IT化された民事訴訟に対する市民の信頼を齎すように思われる。

四 おわりに

本稿では、ITを活用した民事訴訟において、視覚障害者が障壁なく裁判上

85 GVG191a条3項の挿入に際し、視覚障害者団体や法情報学の専門家が果たした役割を想起せよ（上述二3(1)(b)参照）。

86 ただし、情報バリアフリーの領域において、かかる発想は必ずしも目新しいものではなく、わが国でも総務省が行う情報バリアフリーの施策の随所でみられる考え方である。司法の領域でも、このような考え方にもとづいて制度設計することを、より明確にすべきではないだろうか。

のコミュニケーションを行うための手続規律につき、ドイツ法を参考に考察し、若干の示唆を得た。その考察結果は、三で述べたとおりである。

民事訴訟のIT化は、障害者の司法アクセスの向上への大きなチャンスである。他方で、IT化に当たり、情報技術が司法アクセスの障壁とならないようにするために、検討すべき課題も存在する。本稿は、かかる課題のうち、民事訴訟における視覚障害者というごく限られた対象について若干の考察を加えたに過ぎない。いうまでもなく障害には多種多様なものがあるから、本稿とは異なる観点から、民事訴訟におけるその他の障害者の手続上の地位が十全に保障されているかを検証することも、必要であろう。そしてそのような考察が、障害者のみならず、多くの市民に利用しやすい裁判手続の構築に繋がる。本稿が今後の議論のたたき台となれば幸いである。

[追記] 本研究は、JSPS科研費 JP21K01247による研究成果の一部である。